

自然再生の推進に向けて

(自然再生基本方針の見直しと自然再生の取組について)



平成27年5月18日

環境省 自然環境局 自然環境計画課
木村 吉寿



自然再生推進法の制定までの背景

○ 平成13年5月、小泉総理大臣（当時）所信表明演説において、「自然との共生が可能となる社会を実現したい」旨、表明。



○平成13年7月

「21世紀『環の国』づくり会議」報告

○平成13年12月

「総合規制改革会議」規制改革の推進に関する第1次答申

○平成14年3月

「新・生物多様性国家戦略」の決定



○ 平成14年12月 自然再生推進法が成立（3省共管）

自然再生とは

(自然再生)・・・自然再生推進法(第2条)

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林その他の自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。



自然再生の理念について

「…**生物の多様性の確保**を通じて**自然と共生する社会の実現**…」
…(自然再生推進法第3条(基本理念)より)

＜実施にあたっての留意点＞

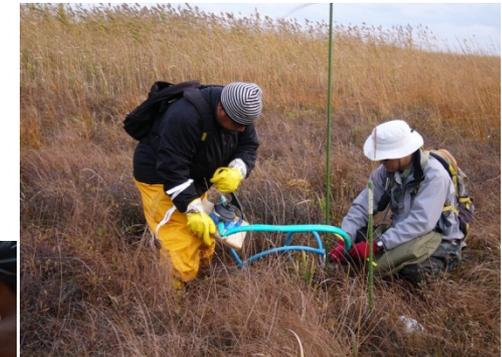
1. 地域の多様な主体との連携により実施



2. 科学的知見に基づいて実施



3. 順応的な管理により実施



4. 自然環境学習の推進



自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

自然再生基本方針

- 自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針
→ 政府が策定（おおむね5年毎に見直し）

地域の取組

- 地域において**実施者**（NPO、民間団体、地方自治体、国等）の発意により**自然再生協議会**を組織化。**実施者**は**自然再生事業実施計画案**を作成。

（以下、事業実施計画案とする。）

自然再生協議会の取組

- 自然再生全体構想を策定し、**事業実施計画案**について協議。

事業実施計画の策定/公表

自然再生事業の実施

- 結果を適宜事業に反映。

モニタリングの実施

送付 助言

主務大臣および都道府県知事

自然再生推進会議
（関係行政機関で構成）

聴取 意見

意見

自然再生専門家会議

（関係分野の専門家で構成）

①⑦ 石西礁湖
自然再生協議会



①① 上サロベツ
自然再生協議会



② 釧路湿原
自然再生協議会



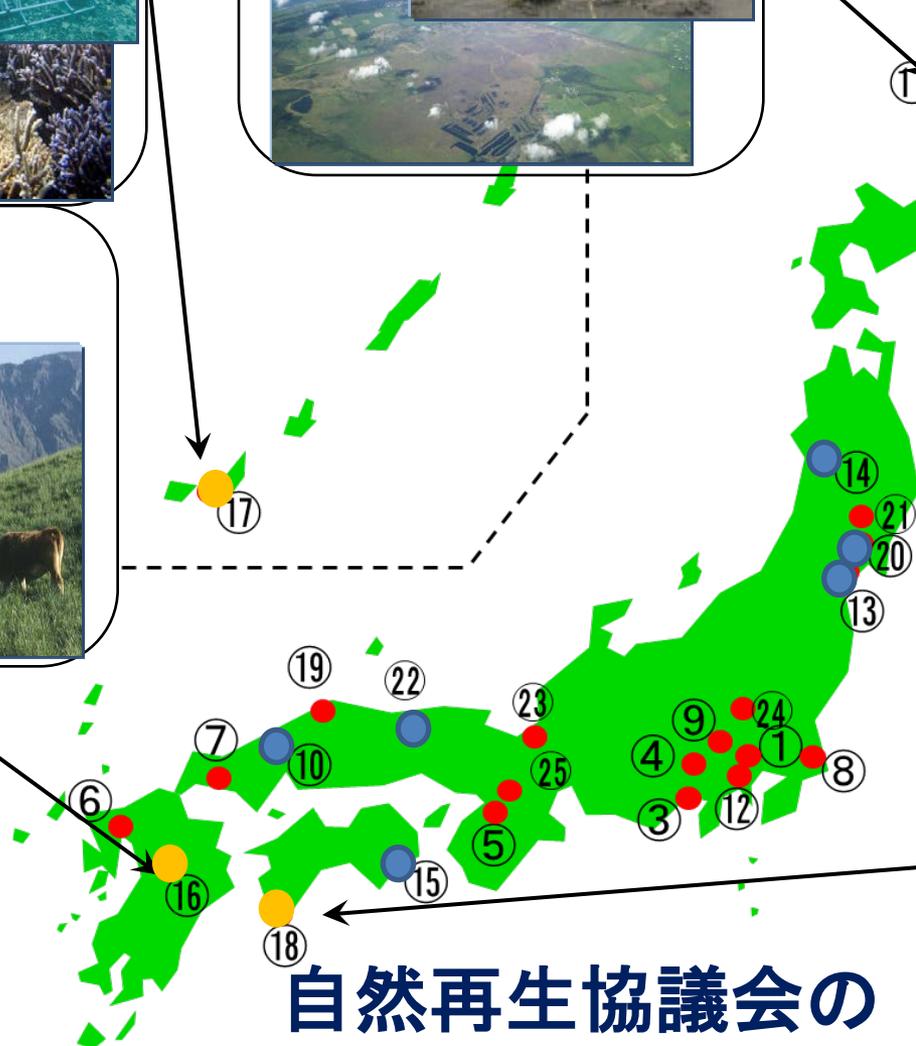
①⑥ 阿蘇草原
再生協議会



● 国立公園に関連する協議会

● 国立公園や鳥獣保護区に関連する協議会

● 自然公園や鳥獣保護区外の里地・里山などに関連する協議会



①⑧ 竜串
自然再生協議会



自然再生協議会の
全国位置図

“自然再生基本方針の見直し”について

- 自然再生基本方針とは、
“自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針”（自然再生推進法第7条より）
（具体的には、①自然再生に関する基本的方向、②自然再生協議会に関する基本的事項、
③自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項 など）
- 自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うものとする。

＜自然再生をとりまく この5年間の動きを踏まえて見直しを検討＞

| 事象 | 内容 |
|-----------------------|---|
| 事業の本格実施時期に移行 | 調査・計画段階から事業の実施段階に移行したことに伴う技術的課題、組織的課題が顕在化。 |
| 「種の保存法」及び「外来生物法」の改正 | 関係法の改正を踏まえ、自然再生の取組においても種の保存や外来種対策を考慮することが必要。 |
| 東日本大震災の発生 | 東日本大震災の経験を踏まえて「自然共生社会」を実現していくことが必要。 |
| 生物多様性国家戦略2012-2020の策定 | 豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップとなる「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定。 |

→ 平成26年11月「自然再生基本方針の変更」 閣議決定

自然再生基本方針の見直しのポイント (1/5)

① 自然再生の取組の継続性確保

- 維持管理作業の省力化
- 企業・学術機関との連携強化 などを記載。

【事例：森吉山麓高原】

- ▶ ブナなどの広葉樹の植栽 (ゾーニング)
- ▶ 自然観察会と植樹 (企業のCSR活動)

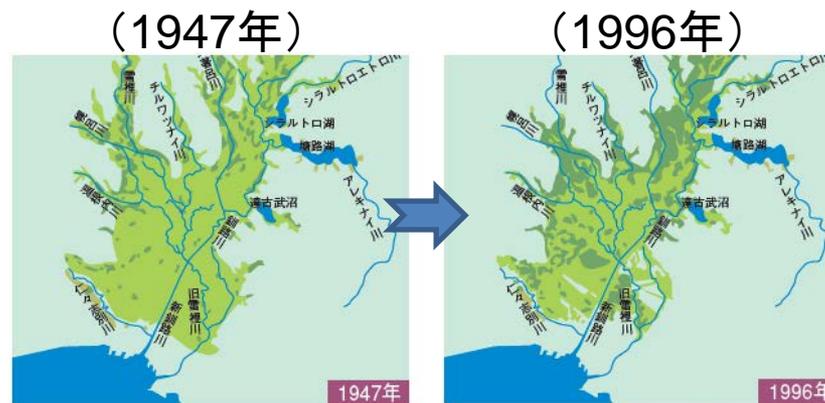


② 自然再生の広域的取組への展開

- 生物多様性の現状や危機の状況等
- 広域的な観点から認識することなどを記載。

【事例：釧路湿原】

- ▶ ラムサール条約に基づく湿原 (タンチョウ、イトウ等生息)
- ▶ 湿原面積の消失→自然林・湿原の再生 (50年間で2割以上消失)



自然再生基本方針の見直しのポイント (2/5)

③ 「種の保存法」、「外来生物法」の改正に応じた自然再生

○希少種保全や外来種対策など記載。

【事例：伊豆沼・内沼】

- ▶ 昭和60年にラムサール条約登録
(ガン・白鳥の重要な越冬地)
- ▶ 外来種により攪乱された生態系の健全化
(オオクチバスの駆除、ゼニタナゴ、ヌカエビなど保護)



ゼニタナゴ



マガンの飛び立ち (冬)

【事例：久保川イートハーブ】

- ▶ 地域おこしから始まった里山の復活
- ▶ 棚田や雑木林などの手入れを通じた生物多様性保全
(ニッコウキスゲやキキョウ等の在来種保全)
- ▶ 外来種により攪乱された生態系の健全化
(セイタカアワダチソウ、ウシガエル、アメリカザリガニ等の駆除)



蘇ったニッコウキスゲ



④ 東日本大震災の経験を踏まえた自然再生

○森里川海のつながりの重要性、自然生態系が有する防災減災機能を踏まえた自然再生の手法の検討などを記載。

自然再生基本方針の見直しのポイント (3/5)

⑤ 自然再生の果たす役割

- 自然再生の取組は、地域独自の自然や文化と密接な関わりがあること、地域コミュニティの保全・再生や豊かな景観の保全・再生につながるものであること など記載。

【事例：中海】

- ▶ 自然再生を通じて地域の循環の再生（海藻を土壌改良材として活用する伝統的手法の復活）



(海藻刈り体験)

⑥ 自然環境学習の推進

- 学校側のニーズや指導計画を踏まえた学習プログラムの作成の重要性などを記載。

【事例：竜串】

- ▶ 地元小学校の総合学習の授業で環境学習を実施（川の生き物調査など）



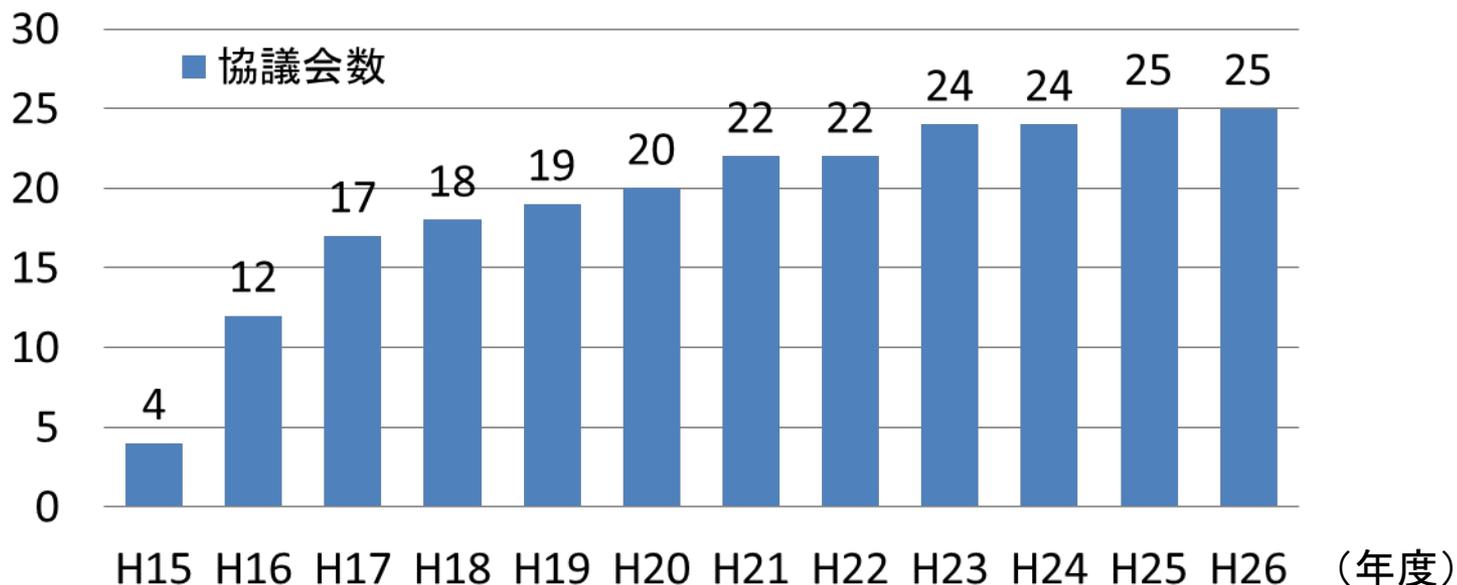
自然再生基本方針の見直しのポイント (4/5)

⑦ 生物多様性国家戦略2012-2020の促進

生物多様性国家戦略 -5つの基本戦略-

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
- (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
- (4) 地球規模の視野を持って行動する
- (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

| | | | |
|-------|------------|---|----------------------|
| | 目標 (H27年度) | → | 現状 (H26年度) |
| 協議会数 | : 24→29箇所 | | <u>25箇所</u> ・・・(要促進) |
| 実施計画数 | : 26→35計画 | | 36計画・・・(達成) |



自然再生基本方針の見直しのポイント (5/5)

⑧ 各省施策の反映

- 各省が推進する取組を踏まえ、多自然川づくりや、干潟の再生、都市公園の整備など社会資本の整備と併せた生物の生息環境の確保の取組や緑地の保全・推進といった施策を通じて生態系ネットワークの形成を進めることの重要性について記載。

⑨ “小さな自然再生”の推進について

- 国や地方公共団体は取組の参考となる事例収集に努めることなどを記載。

【事例：高安(たかやす)】

“小さな自然再生”から広範囲かつ多様な主体の連携へ発展

＜“小さな自然再生(ニッポンバラタナゴ保全)”から発展＞

- ▶ H10年 中学校OB会員の研究会設立
- ▶ H16年 NPO法人ニッポンバラタナゴ高安研究会設立
- ▶ H21年 ドブガイの繁殖に成功し、タナゴが繁殖。
- ▶ H24年 “ドビ流し”が日本ユネスコ連盟の未来遺産に登録
- ▶ H26年 大学、八尾市、NPO法人等が参加し自然再生協議会設立



ため池の伝統的管理“ドビ流し”の復活

＜“自然再生”の普及に向けた資料のご紹介＞



自然再生推進法に関する
パンフレット



自然再生活動事例に関する
パンフレット



小さな自然再生活動事例集

ご静聴いただき、ありがとうございました。
“自然再生の推進に向けて”
今後ともよろしく願いいたします。